

学内発第 22 号
令和 3 年 4 月 1 日

保護者様

大阪府立和泉支援学校
校長 竹内 功

感染症治癒証明書^{かんせんしょうち ゆしょうめいしょ ていしゅつ}の提出^{ねが}について(お願い)

日頃より本校の教育活動^{ひごろ ほんこう きょういくかつどう}にご理解^{りかい}とご協力^{きょうりよく}いただき、ありがとうございます。

学校^{がっこう}において予防^{よぼう}すべき感染症^{かんせんしょう}と診断^{しんだん}された場合^{ばあい}、他の児童生徒^たへの感染^{じどうせいと}防止^{かんせんぼうし}
措置^{そち}のため学校保健安全法^{がっこうほけんあんぜんほうだい}第12条^{じょう}により出席停止^{しゅっせきていし}(欠席日数^{けっせきにっすう}に数えない)とし、
感染^{かんせん}の恐れ^{おそ}がなくなるまで休養^{きゅうよう}をとるよう^{ねが}お願いしております。

つきましては、学校^{がっこう}において予防^{よぼう}すべき感染症^{かんせんしょう}と診断^{しんだん}を受けた場合^う、保護者^{ばあい}の方が
感染症治癒証明書^{かんせんしょうち ゆしょうめいしょ}(和泉支援学校^{いずみしえんがっこう}のホームページからダウンロードできます)に
記入^{きにゆう}の上、登校^{うえ}の際^{とうこう}に提出^{さい}していただきますよう^{ていしゅつ}お願いいたします。

〈COVID-19(新型コロナウイルス感染症^{しんがた かんせんしょう})について〉

新型コロナウイルス感染症^{しんがた かんせんしょう}は、令和2年2月^{れいわ ねん がつ}に「指定感染症^{していかんせんしょう}」として定める等の政令^{さだめ}が施行^{とう せいれい せこう}
されています。「指定感染症^{していかんせんしょう}」は、学校保健安全法^{がっこうほけんあんぜんほう}に定める第一種感染症^{さだめ だいいっしゅかんせんしょう}としてみなされるた
め、出席停止期間^{しゅっせきていしきかん}は「治癒するまで」^{ちゆ}となります。

※新型コロナウイルス感染症^{しんがた かんせんしょう}については、現時点^{げんじてん}での情報^{じょうほう}となります。今後^{こんご}、
状況^{じょうきよう}が変化^{へんか}する場合^{ばあい}もありますのでご注意^{ちゅうい}ください。

【問い合わせ先】

大阪府立和泉支援学校
担当:保健室
電話 0725-45-9555

令和 年 月 日

感染症治療証明書

大阪府立和泉支援学校
校長 竹内 功 宛

部 年 組 名 前

診断を受けたものについて「診断」欄に○印の記入をお願いいたします。また「その他の感染症」については、()内に診断名を記入してください。

	診断	対象疾病	出席停止期間の基準
第一種		エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る)、南米出血熱、マールブルグ病、痘そう、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)、中東呼吸器症候群(MERS)	治癒するまで
		新型コロナウイルス(COVID-19)	治癒するまで
第二種		インフルエンザ(鳥インフルエンザ [H5N1を除く])	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	
		その他の感染症()	

(受診機関名) にて、上記の診断を受け、 月 日より登校可能の許可を得たことを証明します。

(保護者名)

印